

徳山ダム事業費管理検討会規約

(040818 修正)

(趣旨)

第 1 条 徳山ダム事業費管理検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関しては、この規約の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 徳山ダム事業の全てにわたり、事業費、事業量及び実施工程の確認を行うとともに、さらなる縮減を含む事業費縮減の実施状況の確認を行うことにより、適正な事業執行を行うことを目的として「検討会」を設置する。

(会員)

第 3 条 検討会は、次に掲げる会長及び会員により組織する。

会長	国土交通省中部地方整備局	河川部長
会員	岐阜県基盤整備部	建設管理局長
	愛知県企画振興部	企画振興部長
	建設部	建設部長
	企業庁	水道部長
	三重県地域振興部	地域振興部長
	県土整備部	県土整備部長
	名古屋市上下水道局	技術本部長
	(独) 水資源機構中部支社	副支社長

(会長)

第 4 条 会長は、国土交通省中部地方整備局河川部長が務めるものとし、会務を総理し検討会を代表する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 検討会に幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会に属すべき幹事は、検討会を組織する会長及び会員がそれぞれ指名する者とする。
- 3 幹事長は、国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官が務めるものとし、幹事会の事務を掌理する。
- 4 幹事長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(検討会の所掌業務)

第 6 条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- 一 事業（事業費・事業量・実施工程）の執行状況について
- 二 さらなる縮減を含む事業費縮減の実施状況について
- 三 事業執行上の課題について

(検討会の開催)

第 7 条 検討会の開催時期は、年度当初、年度末の年 2 回を基本とするが、会長が必要と判断した場合は随時開催することができるものとする。

- 2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、必要に応じて開催できるものとする。
- 3 検討会は原則として非公開とする。ただし、会議の概要については公表する。また、幹事会については、非公開とする。

(事務局)

第 8 条 事務局は、独立行政法人水資源機構中部支社建設部工務課に置くものとし、検討会に関する庶務は事務局において処理する。

(会議の招集)

第 9 条 検討会の招集は、会長の確認を得て事務局が招集する。また、幹事会の招集は、幹事長の確認を得て事務局が招集する。

(守秘義務)

第 10 条 会員及び幹事は、第 7 条各号に規定する業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(補則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 8 月 18 日から実施する。